

国有林材のシステム販売物件の購入を希望されるみなさま

システム販売のルールが変わりました！

※一部の森林管理局では平成 30 年度の後期の公募から適用します。

ルール改正のポイント

1. 審査基準の統一

各森林管理局の審査基準を統一し、価格点 50 点、取組評価点 50 点、計 100 点により評価します。

2. 企画提案書の簡素化

作文量を減らすとともに、価格提示に係るコスト計算等を省略します。

3. インターネットによる申請

これまでの持ち込み、郵送に加えてインターネットによる申請を可能とします。

1. 審査基準の統一

システム販売の協定者が広域化していることを踏まえ、各森林管理局の審査基準を以下のとおり統一します。

(1) 価格点 (50 点)

企画提案書において提示する「購入希望価格」のうち、提示された最高価格を基準に相対評価します。

【例】

A 社が最高価格を提示しその価格が 9,500 円/m³ のとき、B 社が 8,500 円/m³ だった場合、A 社の価格点は 50 点となり、B 社の価格点は、 $(8500/9500)^2 \times 50$ 点=40.0 点となります。

(2) 取組評価点 (50 点)

前年度の取組を中心に以下の項目について評価します。

	配点	審査基準の概要
取組評価点①	3	将来の目指すべき方向性や協定期間中の効果等を評価します。
取組評価点②	15	工場新設や拡充等を行ってからの期間、地域林政との整合、需要拡大に係る国策との整合を評価します。
取組評価点③	5	生産・流通に関するコスト削減について評価します。
取組評価点④	5	国有林の政策に対する取組（立木販売物件の購入件数）を評価します。
取組評価点⑤	3	地域の民有林管理に対する取組（民有林管理の有無）を評価します。
取組評価点⑥	3	労働災害発生件数を評価します。
取組評価点⑦	3	クリーンウッド法における「登録木材関連事業者」を評価します。（素材生産事業者の場合は協定取引先の登録状況）
取組評価点⑧	2	ワークライフバランスに対する取組を評価します。
取組評価点⑨	2	働き方改革に対する取組を評価します。
取組評価点⑩	9	森林管理局長が独自に基準を定めて評価します。

(3) 減点（最大マイナス 15 点）

直近のシステム販売の実施結果、システム販売の合計期間に応じた減点します。

2. 企画提案書の簡素化

作文量を削減し、申請者の前年度の取組（実績値）を記載する方法とします。また、価格を提示する段階のコスト等の計算を省略いたします。

3. インターネットによる申請

申請書、企画提案書、結果報告書は、森林管理局署への持ち込み、郵送に加えてインターネットによる提出を可能とします。